

2021年11月19日、ストラスブール

自動処理に関する個人の保護に関する条約諮問委員会
個人情報の

CONVENTION 108

政治的キャンペーンによる個人データの処理に関する個人の保護に関するガイドライン

内容

1. はじめに	2
2. 範囲と目的	3
3. 本ガイドラインの目的における定義	5
4. 政治的キャンペーンおよびキャンペーン組織に対する条約108+の適用	6
4.1. データ処理の正当性及びデータの質（第5条）	6
4.2. 政治的意見に関する特別なカテゴリーのデータの処理（第6条）	8
4.3. 政治運動におけるデータセキュリティ（第7条）	9
4.4. 政治運動における個人情報の取り扱いの透明性（第8条）について	10
4.5. データ対象者の権利（第9条）	11
4.6. 政治的キャンペーンの追加義務（第10条）	12
5. 監督当局への勧告（第15条）	13

1. はじめに

政治キャンペーンを通じた効果的な政治コミュニケーションは、民主的な政治形態の中心をなすものである。有権者は候補者や政党について、また彼らの将来の計画や政策について情報を必要としている。そして、政治キャンペーンは、有権者の信念、好み、意図に関する正確な情報を持っていれば、より効果的に有権者と関わり、有権者を動員することができる。

しかし、政治キャンペーンが現代のデジタル技術やコミュニケーションツールを活用するにつれて、有権者をターゲットにすることができるようになり、その精度はますます高まっている。政治的影響力産業」は多くの国で運営されており、選挙運動が有権者をより正確にプロファイルし、そのプロファイルに基づいて有権者の狭いセグメントに様々な手段で「マイクロターゲット」メッセージを配信することができるようになった。このような焦点化されたメッセージを配信するために、有権者のデータを操作することを可能にする隠れた慣行によって、選挙の完全性に対する信頼と信用が損なわれる可能性がある。政治的マイクロターゲットは、政治的関与だけでなく、有権者の抑圧や、有権者が民主的権利を行使することを妨げることにもつながりかねない。

多くの国で選挙がますます「データ駆動型」になってきているため、政治キャンペーンに関わるすべての組織が、確立されたデータ保護の原則に則って有権者の個人データを処理することが決定的に重要となってきています。身近なデータ保護に関する問題は、現在、民主主義制度の完全性と回復力、そして欧州人権条約に謳われている自由な選挙に対する権利に関する、激しい国際的議論の中心となっている。

したがって、欧州評議会の「個人データの自動処理に関する個人の保護についての条約ETS108号」(CETS223号議定書で改正)¹などのデータ保護のための国際文書は、データ駆動型選挙の規制や、多元主義と個人の自律性という幅広い民主主義の原則の支持において、ますます重要性を増している。健全なデータ保護原則の適用は、選挙の完全性を強化し、デジタル時代の民主主義への信頼を維持することに貢献する。

108+条約は、その前文にあるように、"人間の尊厳を確保し、すべての個人の権利および基本的自由を保護する"という幅広い目的に明確に根ざしている。この条約は、「個人データおよびその処理を管理する個人の権利に基づく個人の自律性」について述べています。個人データの保護に対する権利は、社会におけるその役割を尊重して考慮されるべきであり、表現の自由を含む他の権利および基本的自由と調和させなければならない²ことを認識している。

政治運動におけるプライバシーの権利の保護は、欧州人権条約(ECHR)第1議定書第3条に表明されているように、自由で公正な選挙の実施に不可欠である。「すべての人は、秘密投票によって自国の政府を選出する権利を有する。この権利なくして、自由で公正な選挙はあり得ません。この権利なくして、自由で公正な選挙はありえない。この権利は、市民の表現の自由、選出された代表者の適切な代表性、立法・行政機関の正当性を保証し、同じ意味で、国民の制度に対する信頼を高めるものである。"

オフラインとオンラインの両方のメディアにおける表現の自由と強固な公開討論の原則は、表現の自由に関するECHR第10条に表現されています。「すべての人は、表現の自由に対する権利を有する。この権利には、公権力による干渉を受けず、国境に関係なく、意見を持ち、情報と考えを受け、伝える自由が含まれるものとする。"政治的意見を明らかにする個人データの違法な処理は、政治的言論を冷や込ませ、ECHRによって保護される自由な政治的表現の権利に悪影響を及ぼす可能性があります。

¹ 欧州評議会 (2018)。個人データの処理に関する個人の保護に関する条約(2018) at: <https://rm.coe.int/convention-108-convention-for-the-protection-of-individuals-with-regar/16808b36f1> (以下、条約108+)

² 条約 108+、前文。

欧州人権裁判所は、政治的意見の表明が表現の自由と選挙の自由の基礎として、特権的な地位を有すると繰り返し述べている。さらに、ECHR第3条に明記されている自由な選挙の権利は、個人が差別されることなく自由に意見を形成し、表明し、代表者を選ぶことができる条件を確立することを加盟国に求める積極的な義務を伴うものである。第14条は、「政治的意見またはその他の意見」を理由とする差別を禁止している³。

108+ 条約の第 4 条は、締約国に対し、その規定を自国の法律に組み入れ、かつ、その実効的な実施を確保することを義務付けている。同条約は、政党やその他の選挙運動団体を含む、管轄内のすべてのデータ管理者および処理者に適用されることを義務付けています。

欧州やその他の国々の多くでは、データ保護法は、政党、その候補者、および政党に代わって個人データを処理する可能性のある様々なデータブローカー、有権者分析会社、プラットフォーム、広告会社など、政治運動に関与する組織が処理する個人データに適用され、これまでもずっと適用されてきました。デジタル選挙運動の慣行がこのように発展した結果、最近、一部の監督当局はより大きなシステム上の問題を調査し、有権者のプライバシー権と政治運動が有権者とコミュニケーションをとる民主的義務を調和させようと試みています。

本ガイドラインの目的は、監督官庁、規制当局、および政治団体に、この和解がどのように行われるべきかについて実践的な助言を提供することである。本ガイドラインは、政治運動を目的とする個人データの処理が、欧州評議会の近代化条約 108+ にどのように準拠すべきかを示しています。⁴ この枠組みを通じて、個々のデータ保護当局やその他の規制当局が、それぞれの民主主義国家に固有の政治的、制度的、文化的条件に合わせたより正確なガイダンスを提供できるようになります。⁵

2. 範囲と目的

- 2.1. このガイドラインは、ソーシャルメディアを通じたデジタルキャンペーン戦略の利用が増加し、有権者分析がますます高度化していることを認識し、政治運動団体が行う個人データの処理に条約108+のデータ保護原則を適用するものである。
- 2.2. 政治運動組織とは、政党、選挙連合、選挙や国民投票のキャンペーン期間中に設立される一時的な組織を指す。
- 2.3. 政治運動とは、「選挙運動」だけを指すのではない。政治運動組織は、例えば国民投票の際にも構成され、また政治的影響を与える目的で有権者や潜在的有権者の個人データを取得し処理することになる。このガイドラインは、現代の民主主義国家における「常設の選挙運動」の現実も認識している。政治運動による個人データの処理に関する規則は、議会が解散し、正式な選挙運動が行われる比較的短い期間と、選挙と選挙の間の期間にも適用されます。

³ 欧州人権裁判所、欧州人権条約第 14 条および条約第 12 議定書第 1 条に関するガイド（2020 年 8 月 31 日）、30 頁にて。

https://www.echr.coe.int/Documents/Guide_Art_14_Art_1_Protocol_12_ENG.pdf

⁴ 欧州評議会（2018）。個人データの自動処理に関する個人の保護に関する条約を改正する議定書への説明報告書。CETS No.223 at: <https://rm.coe.int/cets-223-explanatory-report-to-the-protocol-amending-the-convention-fo/16808ac91a>

⁵ 本ガイドラインは、背景となる研究論文を基に作成されています。Colin J. Bennett, *Personal Data Processing by and for Political Campaigns: 欧州評議会の近代化条約 108 の適用*。人権および法の支配総局（ストラスブール）2020 年 10 月 26 日 <https://rm.coe.int/t-pd-2020-02rev-political-campaigns-en-2-/1680a0bf4b>

- 2.4. 政治運動組織は有権者に関するさまざまな個人データを収集するが、これには選挙規制機関（法律で認められている場合）が提供する国または地方の選挙人名簿からの基本的な連絡先、寄付や資金提供、有権者の態度、所属、意思に関する情報などが含まれる場合がある。また、選挙運動の従業員やボランティア、候補者や候補者候補に関する個人データも処理する。
- 2.5. このガイドラインは、有権者（または潜在的な有権者）に関する個人データの処理にのみ適用されます。候補者、候補者候補、従業員、ボランティアなど、政治運動組織とは異なる関係を持ち、全く異なるデータ保護の問題を提起する個人データの取り扱いには適用されません。
- 2.6. 本ガイドラインは、政治キャンペーン組織が、データ仲介、分析、マーケティングサービスを提供する民間企業への依存度を高めていることを認識しています。政治運動の背後にある組織的なエコシステムは複雑で不透明である。
- 2.7. 本ガイドラインは、選挙運動におけるデータ主導の実践の範囲と効果が、様々な国の様々な法的・憲法的要因に影響されることを認識しています。例えば、コミュニケーション、情報、結社の自由に関する規定、選挙法、政党の憲法上の地位、選挙運動または政党助成法、テレマーケティング規則、広告コードと規制、迷惑通信に関する規則などです。
- 2.8. このガイドラインは、選挙制度、政党制度、中央と地方の政党組織の関係、「小選挙区制」の存在、国民投票の頻度など、さまざまな行政・制度的要因が選挙の実施と選挙における個人データ処理の実務を形成していることを認識しています。
- 2.9. このガイドラインは、有権者の個人情報の取り扱いが、政治的エリートに対する全体的な信頼、選挙への参加レベル、候補者と有権者の直接のコミュニケーション（玄関先、電話、テキストや電子メール、ソーシャルメディアを通じて）の一般的な受容性といった文化的要因や歴史的遺産によって影響を受けることを認めています。
- 2.10. このガイドラインは、選挙におけるデジタル技術の使用によって、民主主義に対するさまざまな脅威がもたらされることを認識しています。有権者の大量プロファイリングと、ますます狭くなる有権者カテゴリーへのマイクロターゲット化されたメッセージの配信は、フィルターバブルまたはエコーチェンバー、有権者差別と権利剥奪、政治参加の可能性の低下、分極化の増大、強固な民主的議論の侵食、選挙の完全性の弱を生み出しかねません。
- 2.11. したがって、本ガイドラインはハイレベルなものにとどまっている。監督当局（データ保護当局（DPA）、選挙規制機関およびその他の監督機関）は、自国の特定の政治運動の状況における個人データの処理にこれらのガイドラインを適応させることを希望することができる。また、監督当局は、単独でまたは各国の選挙管理当局と協力して、国内の政治制度に配慮し、条約108+の第15条に基づく責任と整合性のある政治運動に関する国内の行動規範の策定を検討するとよいであろう。
- 2.12. 欧州評議会が発行している他のガイドラインも、政治キャンペーンにおける個人データの処理に関連しています。例えば、人工知能、プロファイリング、ビッグデータに関するガイドラインは、個人またはコミュニティとしての有権者の人間的尊厳、人権、基本的自由を損なわないようなアプリケーションを確保するために遵守されるべきものです。⁶

⁶ 欧州評議会、人工知能とデータ保護に関するガイドライン T-PD (2019)01 (ストラスブール、1月25日)

3. 本ガイドラインにおける定義

本ガイドラインでは、条約 108+ の第 2 条に規定される定義に加え、定義の統一を図るため、以下の用語を使用しています。

- 3.1. 「政治キャンペーン」とは、有権者や潜在的有権者の政治的選択に影響を与えようとするキャンペーン組織が実施する組織的・コミュニケーション的活動のことで、国政選挙や地方選挙における候補者への投票、住民投票における特定の問題についての選択などを指します。
- 3.2. 「政治運動団体」とは、政治運動を行うすべての団体を指します。
- 3.3. 「政党」とは、「自由で民主的な選挙に候補者を擁立することを含め、公共の事柄の管理に参加することを目的の一つとする人の自由な団体⁷」である。
- 3.4. 「政治的意見」を明らかにする個人情報とは、条約第6条に基づく特別な種類の情報であり、政治的イデオロギーまたは信条への支持または拒否、政治的所属または会員資格、政策の好みに関する意見、および/または政治的信条または愛着に関する予測または推論されたスコアを明らかにする個人情報を指す場合があります。
- 3.5. 「個人的な政治的コミュニケーション」には、郵便、電子メール、テキストメッセージ、ボイスメール、電話、自動通話、ソーシャルメディアプラットフォームを介したコミュニケーションなど、あらゆる形態のコミュニケーションが含まれます。
- 3.6. 「政治キャンペーンにおけるデータ管理者」とは、政党、政党の公式候補者、国民投票の問題を支持または反対するために一時的に設立されたキャンペーン組織、および条約 108+ の第2条 (d) に定義されているように、単独または他者と共同で個人データの処理に関する意思決定権を有するその他の組織（選挙連合など）を指します。
- 3.7. 「政治キャンペーンにおけるデータ処理者」とは、第2条 (f) に基づき管理者に代わって個人情報を処理する者をいい、世論調査会社、有権者分析会社、政治コンサルタント、ソーシャルメディアプラットフォーム、キャンペーンツールやソフトウェアの提供者などが含まれます。
- 3.8. 「選挙規制機関」とは、選挙の安全かつ効率的な実施、選挙資金規定の実施、（該当する場合）全国有権者名簿の作成と管理の規制を担当する国家当局のことである。
- 3.9. 「有権者名簿」とは、全国および地方選挙区における正当な投票資格者の確認と認証のために作成された登録選挙人名簿のことである。
- 3.10. 「プロファイリング」とは、機械学習システムの使用を含む、個人に関する特定の個人的側面を評価するためにデータを使用することであり、特に、その人の仕事の成果、経済状況、健康、個人の好み、興味、信頼性、行動、場所、移動に関する側面を分析または予測するために行われる、あらゆる形態の個人データの自動処理のことを指します。⁸

2019)、欧州評議会、プロファイリングの文脈における個人データの自動処理に関する個人の保護に関する加盟国への閣僚委員会勧告CM/Rec(2021)8(2021年11月3日)、欧州評議会、ビッグデータの世界における個人データの処理に関する個人の保護に関するガイドライン(ストラスブール、23、1月、2017)。

⁷ ガイドライン CDL-AD(2010))24 OSCE/ODIHR とヴェニス委員会による政党規制に関するもの。

⁸ 欧州評議会、加盟国に対する閣僚委員会の勧告CM/Rec(2021)8。

- 3.11. プロファイル」とは、個人に帰属するデータ、個人のカテゴリを特徴づけるデータ、または個人に適用することを意図したデータの集合をいう。『有権者プロフィール』とは、有権者または有権者候補にプロファイリング技術を適用した結果、特にその人の政治的意見とある政党または別の政党に投票する可能性を分析または予測するためのものである。

4. 政治的キャンペーンおよびキャンペーン組織に対する条約108+の適用

4.1. データ処理の正当性及びデータの質（第5条）

- 4.1.1. 有権者に関する個人データは、条約108+の第5条で定められた原則（比例性、合法性、公平性、透明性、目的制限、データ最小化、正確性、安全性）に従って合法的に処理されるべきである。政治的意見に関する個人データは、さらに第6条によって保護されます。処理は、問題となる権利と自由を反映し、政治運動の正当な目的との関係において比例的であるべきです。有権者の意見や好みに関する個人データの収集は、それらの定められた目的に釣り合ったものでなければならず、有権者の利益、権利、自由への不釣り合いな干渉につながるものであってはならない。
- 4.1.2. 政治運動の正当な目的は有権者との関わりであり、次の手段によって達成される可能性がある。政治的意見の募集、政策やイベント、関わりを持つ機会に関するコミュニケーション、資金調達、調査や陳情の実施、ソーシャルメディアや電子メール、テキストを通じた政治的目標や政策に関するコミュニケーション、選挙当日の「在外投票」活動への関与などである。これらの目的および手段は、選挙運動の広報資料において可能な限り正確かつ完全に述べられるべきである。さらなる処理は、第5条4項bに基づき、この明記された目的と両立するものでなければならない。
- 4.1.3. 政治運動というセンシティブな状況において、有権者の政治的意見に関する個人データを他の目的のために使用してはならないし、さらに「未定義、不正確、曖昧な目的」¹⁰のために使用してはならない。例えば、これらのデータを政府の人事を決定したり、支持者に政策的利益を与えるために使用してはならないのである。
- 4.1.4. 政治運動団体が有権者と関わるあらゆる状況（戸別訪問、電話、電子メールやテキスト、ソーシャルメディアなど）において、個人データの処理には法的根拠が必要とされます。
- 4.1.5. 処理の正当な根拠が同意である場合（第5条2項）、政治運動の文脈における個人データの処理は、データ対象者の自由な、情報に基づいた、明確な同意に基づくものであるべきです。同意は、「沈黙、不活動、事前に検証されたフォームやボックス」¹¹によって推論されるべきではありません。有権者は、個人データの処理に対する同意をいつでも撤回することができます。¹²

⁹ 同上、パラグラフ1(d)

¹⁰ 説明書、パラグラフ 48。

¹¹ 説明書、パラグラフ 42。

¹² 説明書、パラグラフ 45。 45.

- 4.1.6. 政治運動団体が「法律で定められた正当な根拠」（第5条2項）に依拠する場合、その正当な根拠を明記し、その法的根拠を団体のプライバシーポリシーで正確に参照すべきである。例えば、政治運動組織は、一部の処理が「公共の利益、または管理者もしくは第三者の正当な利益に優先するもの」に基づいて実施されると主張することができる¹³。民主的関与における公共の利益が処理の正当な根拠として主張される場合、それらの利益は法律で明確に示され、プライバシーポリシーにおいて正式に言及されるべきである。管理者または第三者の優先する正当な利益」に基づいて行われる処理は、データ主体の合理的な期待を考慮に入れて、データ主体の権利および利益と対立してはならない。
- 4.1.7. 18歳未満でも合法的に投票できる国では、政治運動組織は、第15条（e）に従って、若年者の個人情報を保護するために特別な注意を払う必要があります。¹⁴
- 4.1.8. 政治運動団体がキャンペーンを支援するために選挙規制機関から公式有権者リストを合法的に取得する場合、法律では、誰がどのような目的でこれらのデータにアクセスする権利があるのかを規定し、有権者と関わるために必要なものに限定し、その他の目的でのデータの使用については明確に禁止し適切な制裁を行うべきである。
- 4.1.9. 法律で特に承認されていない限り、公式有権者名簿の連絡先データを他の個人データベースと組み合わせて、マイクロターゲティングを目的とした有権者のプロフィールを作成してはならない。
- 4.1.10. いかなる政治運動団体も、有権者または潜在的な有権者に対して、個人データを提供するように不当な影響や圧力を及ぼしてはならない。¹⁵
- 4.1.11. 戸別訪問で直接キャンペーンを行う場合、キャンペーン参加者は、関連法規を遵守して個人データを収集・利用していることを確認する必要があります。選挙運動者は、個人データを収集する目的について透明性を保ち、これらの目的のために厳密に必要なデータのみを収集する必要があります。有権者が政治的見解や好みについて自由かつ具体的に提供した以上の、家庭やその居住者に関するいかなる情報も記録すべきではない。他の家族（特に子ども）、借家人、居住者について質問すべきではない。また、政治的嗜好や関心事を推論する目的で、家庭やその所有物（車やその他の物品など）に関する情報を収集すべきではない。選択的な観察や情報収集に基づいて世帯全体をプロファイリングすることには、リスクが伴います。
- 4.1.12. 政治運動組織は、関連する選挙資金調達法に基づき、選挙運動への寄付者に関する情報を収集・報告するよう求められる場合がある。この法的権限の下で収集された個人データは、適用される選挙資金調達法または政党資金調達法に規定された目的のためにのみ使用され、適用されるデータ保護法に一致させる必要があります。
- 4.1.13. 政治運動組織は、選挙やキャンペーンのために、データブローカーなどの第三者組織から個人データを入手し、特定の聴衆に向けたメッセージを発信することがよくある。また、政治的意見に関するデータは、様々なソースからの個人データの分析から推測され、政治とは無関係な行動や活動に関連する場合もある。データブローカーからのデータを利用する前に、キャンペーンはデータが合法的に取得されたことを確認するために十分なデューディリジェンスを行い、法的根拠や意図する処理の目的など、第8条に従ってデータ対象者に通知する必要があります。

¹³ 解説書 パラ46

¹⁴ 説明書、パラグラフ125。125.

¹⁵ 説明書、パラグラフ 42。42.

- 4.1.14. 政治運動組織は、個人データが正確であり、必要に応じて最新に保たれていることを確認する必要があります。
- 4.1.15. さらに、政治団体は、法的根拠を持たず、有権者の明示的な同意も得ずに、それらのデータを、例えば、政治的目標や思想的観点が類似していると推定される他の団体に転送すべきではない。
- 4.1.16. 政治キャンペーンは、有権者のプロフィールを構築する目的で、ソーシャルメディアからデータを「スクレイピング」してはならない。有権者が組織のメンバーであったり、ソーシャルメディア上で候補者や政党をフォローする意思を示したりした場合、選挙運動は、その候補者や政党からさらに連絡を受けたいと合理的に推測することができる。しかし、例えば、その有権者の幅広いソーシャルネットワーク内にいる可能性があり、連絡を受けることを明確に表明していない個人については、そのような推論を行うべきではありません。

4.2. 政治的意見に関する特別なカテゴリーのデータの処理（第6条）

- 4.2.1. 108+条約第6条1項によれば、"人種的又は民族的出身、政治的意見、労働組合への加盟、宗教その他の信条、健康又は性生活に関する情報を明らかにする個人情報、この条約のものを補完する適切な保護措置が法律に明記されている場合にのみ認められる"とされています。第6条2項によれば「したがって、政治団体は、適切な保護措置が講じられていることを条件に、これらの特別なカテゴリーに属する個人データを処理することができます。
- 4.2.2. 政治的キャンペーンの文脈では、「彼らが明らかにする（中略）政治的意見に関連する情報」が特に重要である。政治的意見に関する情報は、例えば、読まれた雑誌や新聞、世論調査から得られた政策信条や態度、利益団体への所属、職業上の記録や所属など、他の様々な情報源から予測分析ツールやプロファイリングツールによって明らかになったり推論されたりするかもしれない。
- 4.2.3. 政党やその他の組織は、信念体系やイデオロギー、所属政党や会員資格、投票履歴、政策嗜好など、実際の政治的意見を明らかにする個人データを大量に収集している。政治団体はしばしば、これらのデータに基づいて有権者をプロファイリングしたり、「点数付け」したりする。これらはすべて、条約108+の特別なカテゴリーのデータに該当する個人データである。
- 4.2.4. 政治的意見を明らかにする個人データの処理には、有権者差別の深刻なリスクが伴い、有権者の弾圧や脅迫につながる可能性があります。また、誰が政権政党を支持し、支持しなかったかを知ることは、政府サービスの提供に影響を与える可能性があります。特殊な個人データの処理には、有権者差別のリスクと、保護される利益、権利、自由に適した保護措置が必要である。

¹⁶ 説明書、パラグラフ49. 49.

¹⁷ 第108+号条約 第6条

- 4.2.5. 政党やその他の選挙運動団体が、政治的意見に関するデータを収集し、電子的または紙による通信を通じて政治的メッセージを送るために、同意という合法的根拠に依拠している場合、本人からの同意に関する適切な記録を確保する必要がある。また、同意の撤回を記録するための手続きも確立されるべきである。
- 4.2.6. 地理的・人口統計的要因に基づく有権者集団の分析、選別、プロファイリングは、共有された特徴に基づく有権者集団に関する予測や、大規模なデータセットに基づく予測が、特定の有権者をターゲットにしたり、その他の方法で単一化するために用いられる場合、差別的効果¹⁸をもたらすことがある。
- 4.2.7. 管理者および処理者は、政治運動の過程で収集された有権者の機密個人データを、他者（データブローカーなど）が収益化するために開示したり、匿名化または非識別化データを販売する目的で再加工したりしてはならない。
- 4.2.8. アプリ内機能のターゲットとするため、またはプロファイリングの目的で有権者の位置を特定するためのジオロケーション・トラッキングまたはジオフェンシングは、機密データを明らかにし、個人にとって重大なリスクをもたらす可能性があります。これらのサービスは、適切な法的根拠に基づいてのみ展開されるべきである。サービスは、個々のユーザーのオプトインによってのみ起動を許可すべきである。地理位置情報、および位置情報を追跡するその他のメカニズムは、デフォルトで利用可能であってはならない。
- 4.2.9. 政治運動団体が、（Facebookの「Lookalike Audiences」や「Customized Audiences」などの手段を用いて）同じ考えを持つ個人のグループに対するデジタル広告を目的としてソーシャルメディア企業と個人データを共有する場合、両団体は個人データの共同管理権を有するとする。データ対象者への適切な通知なしに、デジタル広告の目的で個人データをソーシャル・メディア企業と共有してはならない。データ対象者は、マーケティング目的のデータ処理に異議を唱える権利について知らされるものとし、その結果、異議申し立ての対象となった個人データが無条件で消去または除去されるものとする。

4.3. 政治運動におけるデータセキュリティ（第7条）

- 4.3.1. 政治キャンペーンでは、選挙運動の激しい期間中、多数のキャンペーンボランティア、請負業者、従業員と有権者に関するデータを共有することがよくあります。政治キャンペーン組織は、個人データへの偶発的または不正なアクセス、破壊、損失、使用、修正または開示を防止するために適切なセキュリティ対策を講じる必要があります。これらの対策は、使用する媒体（携帯電話、コンピュータ、IOT、電子メール、チャットなど）の特性を考慮して導入されるべきであり、プライバシーとセキュリティに関するトレーニング、アクセス制御、機密保持契約、個人データが保管される場所や機器への物理的なアクセス制御などが含まれる。
- 4.3.2. 政治運動組織は、条約第7条2項に基づき、有権者の権利および基本的自由を著しく阻害する可能性のあるデータ侵害が発生した場合、条約108+の定める監督当局およびデータ主体自身に報告する必要があります。通知は、違反の悪影響を軽減するために可能な措置に関する適切かつ有意義な情報を含むべきである。¹⁹

¹⁸ 欧州評議会、「プロファイリングの文脈における個人データの自動処理に関する個人の保護」。勧告 CM/REC (2010) 13 (2010年11月23日)

¹⁹ 説明書、パラグラフ 66。

- 4.3.3. 政治キャンペーン組織は、数回の選挙期間中に大規模な有権者データの処理に関与することがあります。このようなデータ、および静止時と転送時の処理環境に対して適切なセキュリティ対策を施すことは、有権者のデータを最高水準で保護するために不可欠である。セキュリティ対策は、データ処理の分野におけるデータセキュリティの手法と技術の現状を考慮したものでなければならない。そのコストは、潜在的なリスクの深刻さと可能性に見合ったものでなければならない。²⁰
- 4.3.4. データが第三者のサービス・プロバイダーによって処理される場合、政治団体はデータ管理者としての継続的な責任を認識し続ける必要があります。**管理者は**、処理者が条約第7条1項および第10条に従ってその義務を遵守していることを証明することができるようにしなければなりません。
- 4.3.5. 処理に先立つリスクアセスメントでは、データが不正アクセス、改ざん、削除／破壊から保護されているかどうかを評価する必要があります。リスク・アセスメントは、処理全体を通じて高水準のセキュリティーを組み込むよう努めるべきです。このような評価は、物理的なアクセス性、デバイスやデータへのネットワーク・アクセス、データのバックアップとアーカイブを含むリスクの範囲において、必要性和比例性を考慮し、基本的なデータ保護の原則に基づいたものでなければならない。
- 4.3.6. 政治運動組織は、従業員や臨時ボランティアを含む政治運動で働くすべての人に、プライバシーとデータ・セキュリティ対策の重要性について教育する必要があります。各従業員やボランティアは、秘密保持契約に署名すべきである。政治運動団体のデータベースは、従業員やボランティアのカテゴリごとに強力なアクセス制御によって保護されるべきである。

4.4. 政治運動における個人情報の取り扱いの透明性（第8条）

- 4.4.1. 政治団体が処理する個人情報は、特に有権者を操作する可能性を考慮し、公正かつ透明性のある方法で処理されなければならない。
- 4.4.2. 収集時に、政治運動組織は少なくとも、組織の法的名称と住所、処理のための個人データ収集の法的根拠、処理する個人データの категория、それらのデータの受領者（第三者のプロファイリング、ターゲティングデータ仲介、広告会社を含む）、およびそれらを共有する必要がある理由、有権者が権利を行使できる方法について（プライバシーポリシーまたはそれと同等のもので）有権者に通知する必要があります。コミュニケーション方法にかかわらず、政治運動組織の代表者は、**"X党/組織のために"** データを収集していることを有権者に通知するものとする。
- 4.4.3. プライバシーポリシーは、容易にアクセスでき、読みやすく、理解しやすく、関連する個人に適合したものであるべきである。²¹ コミュニケーションの方法は、公正な処理に必要な説明を薄めるものであってはならないが、過度なものであってはならない。プライバシーに関する通知を何重にも重ねることで、完全でありながら同時に正確な情報の必要性を両立させることができる。
- 4.4.4. 政治キャンペーンからのあらゆるコミュニケーションにおいて、ボランティアまたは職員は、標準的なスクリプトに従って自己紹介し、情報が収集される理由、情報の使用方法、共有先、有権者がキャンペーンのリストから名前を削除する方法に関する有権者の質問に答える準備をしておく必要があります。これらの原稿は、キャンペーンのウェブサイトですべて公開されるべきである。

²⁰ 説明書、パラグラフ 63。

²¹ 説明書、パラグラフ 12.12.

- 4.4.5. デジタル広告の文脈では、政治運動組織は有権者に対し、特定のメッセージを見る理由、その責任者、ターゲット化を防ぐための権利行使方法に関する適切な情報、およびそのようなコミュニケーションの普及に使用されるあらゆるターゲット基準に関する情報を提供すべきである。デジタル政治広告の自動配信の文脈では、有権者は "なぜこの広告を見ているのか"を知る権利を持つべきだろう。
- 4.4.6. ソーシャルメディアプラットフォームが運営する政治広告のアーカイブ（広告インプリント、ターゲティング基準、広告配信のタイミングと場所など）が公開されていることは、第8条で表明された透明性の原則を支持するものである。

4.5. データ対象者の権利（第9条）

- 4.5.1. データ対象者は、自己の意見を考慮されることなく、データの自動処理のみに基づき、自己に重大な影響を与える決定の対象とならない権利を有する。
- 4.5.2. データ対象者は、要求に応じて、過度の遅延や費用なしに、自分に関する個人データの処理について確認し、分かりやすい形でそれらのデータにアクセスすることができるようにしなければならない。政治運動団体の場合、これには有権者に割り当てられた、その人のイデオロギー的志向を測る「点数」が含まれるものとする。
- 4.5.3. データ対象者は、自分の個人情報ができる限り、どのような情報源から入手されたかを知らされる権利を有します。
- 4.5.4. データ対象者は、政治団体による自分に関するデータの処理に反対し、データが不正確、陳腐化または不完全である場合には、場合に応じて修正または消去を要求することができるものとする。²²
- 4.5.5. 政治的なマーケティング目的のデータ処理に反対するデータ対象者は、その反対の対象となった個人データを無条件で消去または削除する権利を有します。²³
- 4.5.6. データ対象者は、第9条1項（bおよびc）に基づき、要求に応じて、政治キャンペーンによる個人データの処理の根拠となる理由を知らされる権利を有します。このことは、有権者がそれまで関係のなかった政党から連絡を受けた場合に、特に重要であると考えられる。
- 4.5.7. データ対象者は、条約に基づく権利が政治運動団体によって侵害された場合、救済を受ける権利を有します。
- 4.5.8. データ対象者は、自己の権利の行使において、監督機関の支援を受ける権利を有します。

²² 説明書、パラ。72.

²³ 説明書、パラグラフ 79。

4.6. 政治的キャンペーンの追加義務（第10条）

- 4.6.1. データ管理者には、適切なデータ保護を保証し、データ処理が適用される法律に従っていることを証明できる義務があります。データ管理者とデータ処理者の説明責任は、条約第 10 条(1)に従って、処理の性質によって定義されたあらゆる契約上の取り決めにおいて明確に示されるべきである 108+。
- 4.6.2. 政党やその他の選挙運動組織は、個人データがどのように取得され、処理されているかについての完全な記録を提供するとともに、個人データの処理を代行する第三者組織のコンプライアンスを実証する必要があります。
- 4.6.3. 政治運動組織は、有権者の権利および基本的自由に意図されたデータ処理が与えるであろう影響を、収集およびデータ処理の開始に先立って評価し、これらの権利および基本的自由に干渉するリスクを防止または最小化するような方法でデータ処理を設計すべきである（第10条2項）。
- 4.6.4. データ保護とプライバシーの影響評価は、個々の有権者の権利に対する具体的な影響を評価するだけでなく、その処理がより広範な民主主義の価値と民主的選挙の完全性に最も適しているかどうかを検討する必要があります。
- 4.6.5. データ管理者は、選挙期間中もその間も、政治組織全体に包括的でコンプライアンスを重視したデータガバナンス文化を奨励し、実施する必要があります。
- 4.6.6. 政党やその他の選挙運動組織は、条約108+に明記されたデータ保護の原則の遵守を検証し、実証するための責任者を任命する必要があります。²⁴

²⁴ 説明書、パラグラフ87。

5. 監督当局への勧告（第15条）

- 5.1. 監督当局は、条約第 108+ 条の 15 項に基づく個人データの処理に関する権限と任務を損なうことなく、互いに、また選挙および電気通信の規制当局を含む他の担当規制当局と協力して、次のことを行うべきである。自国内の完全な選挙運動ネットワーク、および各国の選挙事情における個人データの処理に影響を与える憲法、法令、自主規制規定の多様な配列について理解する。特に選挙の規制当局は、選挙法に関する長年の専門知識と、有権者リストの配布を含む選挙管理の様々な面における管理経験を有しています。
- 5.2. 立法府は、政治運動組織による個人データの処理について、それぞれの国の状況に応じた規制の枠組みを定めることを望むかもしれません。
- 5.3. 監督当局は、選挙および政治運動の文脈におけるデータ保護の問題を特定し、対処する選挙およびその他の規制当局の能力を強化するために、その専門知識を提供する必要があります。
- 5.4. 広告インプリントのデジタルアーカイブを含め、政治広告のソースと資金調達の透明性を求める各国の最近の提案は、監督当局がそれぞれの社会における政治的マイクロターゲティングの性質、粒度、広告の支払元をより良く理解する機会を提供する。広告の透明性要件は、データ保護要件を実施する上で、監督当局に重要な影響力を与えるものである。
- 5.5. 選挙運動のベストプラクティスに関する積極的なガイダンスが極めて重要である。選挙キャンペーンにおける個人データの取り扱いが基本的権利に及ぼすリスクは、選挙時に特定の候補者や政党に対する個別の苦情に対応するだけでは理解できない。
- 5.6. 監督官庁は、その権限の範囲内で政党を支援することもできます。監督当局は、データ保護の実施とプライバシー管理の詳細かつ実践的な作業について貴重な経験を有しており、選挙の状況に合わせた規則の整備を支援することができます。したがって、監督当局は政党およびそのデータ処理業者と協力して、実践規範の形でカスタマイズされたガイダンスを作成する必要があります。
- 5.7. 本ガイドラインの実施は、地域の政治的背景によって形成される一方で、監督官庁間の協力も必要となる可能性があります。デジタルキャンペーンを支えるグローバルな産業は、地理的な境界を知らない。この産業が国内外に及ぼす影響については、監督当局がその国際的・地域的な協会を通じて、また国際的なプライバシー擁護者や専門家のより広いネットワークを通じて、最も警戒深く、常に国を超えた注意を払う必要があります（第17条）。